

18歳で大人に!

成年年齢
引き下げで何が
変わるの?

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。大人の消費者になることで生じる権利や責任について、家族みんなで考えてみませんか?

Q 成年年齢って何?

A 民法上、大人と認められる年齢です。

Q 成年になるとどんなことが変わるの?

A 親の同意を得ず、自分一人で自由に**契約を交わすことができる**ようになります。一方で、**未成年者取消権**が行使できなくなります。

⚠ 未成年者と成年者はここが違う	
未成年者	成年者
契約に親の同意が必要	契約に親の同意は必要なし
親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた未成年者取消権により契約を取り消すことができます。	成年に達すると、未成年者取消権による契約の取り消しができない!

Q 契約って自分にあまり関係ないのでは?

A いいえ! 毎日の暮らしの中で、私たちはさまざまな事業者と契約をしています。

例えばこんなことも**契約行為**です!

ネットで洋服を買う

英会話教室に通う

オンラインゲームで課金する

アパートを借りる

保険に入る

引き下げ後も20歳にならないと
できません!

18歳・19歳はNG!



社会経験が浅い18歳・19歳は悪質事業者狙われやすい!
これって消費トラブル?と思ったら...

◆「それってトラブル? やばい!? SOS! 静岡県」にアクセス!
若者が消費者トラブルに遭ったときに解決のよりどころとなるサイト。消費者トラブルの事例や対処法が、分かりやすくまとめられており、早期解決に役立ちます!

現役高校生 私たちが試して使ってみました

浅井さん (2年生)

若者言葉が使われていて親しみやすい!

塚本さん (2年生)

消費者問題を身近に感じる事ができる!

鈴木さん (2年生)

トラブル事例が具体的で分かりやすい!

望月さん (2年生)

「やばい度診断」は面白い役立っ!

アクセスはこちら

◆消費者ホットラインだまされるの「**188**」へ電話!

土日祝日もOK ※通話料がかかります ※お住まいの郵便番号の入力が必要です
消費生活相談窓口へおつなぎします。トラブル回避、被害からの回復、その他、消費生活全般の悩みもお気軽にご相談ください。

【問い合わせ】 県民生活課 ☎054(221)2175 FAX 054(221)2642

結婚支援サービスがスタート!

~安心な出会いを提供し、静岡県で暮らす二人の未来をサポートします~

静岡県で結婚を希望する皆さんに最適な出会いを提供するため、「ふじのくに出会いサポートセンター」を開設します!

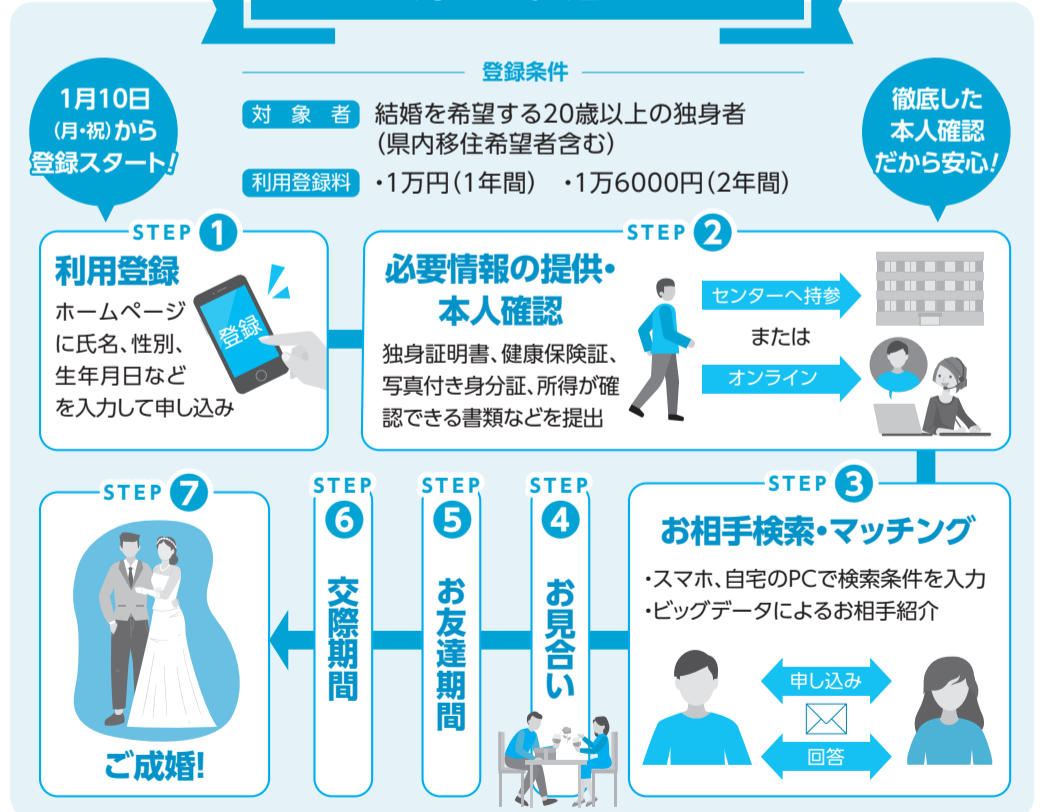
「ふじのくに出会いサポートセンター」とは?

県と市町が運営し、結婚を希望する若者をサポートするための結婚支援拠点です。

どんなサポートをしてくれるの?

- **出会いを提供**
お相手探しを支援するマッチングシステムを導入します。スマホやパソコンで、時間と場所を選ばず希望のお相手を検索できるシステムです。
- **結婚相談**
プロフィールの作成からお相手探し、交際期間中のアドバイスなど、専門の相談員が会員それぞれの相談に親身に対応します。市町独自の結婚支援もご案内します。
- **婚活イベント**
会員のニーズに合わせ、県内各地の観光地などで楽しい婚活イベントを開催。すてきな出会いを提供します。
- **ライフデザイン相談**
会員が結婚後の生活を具体的に思い描くことができるよう、今後の生活設計を支援します。

登録から結婚まで



登録はこちら **令和4年3月末までに登録すれば、利用登録料が令和5年3月末まで無料!**



※1月10日(月・祝)から閲覧可能です

会員登録や結婚相談全般の問い合わせ
ふじのくに出会いサポートセンター ☎0120(005)342

【問い合わせ】 県子ども未来課 ☎054(221)2608 FAX 054(221)3521